

## 長岡京市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみでない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いを人生のパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、ともに民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が、現に本市の区域内に住所を有していること。
- (3) 双方が、ともに現に、婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の立会いの下で、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 戸籍抄本その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）を、宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、受領証等を再交付することができる。

（受領証等の返還等）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者の一方又は双方がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、紛失その他の事情により添付が困難と市長が認める場合は、受領証の添付を要しない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する

3 第1項各号のいずれかに該当する宣誓は、当然に無効とする。

(周知啓発)

第9条 市長は、長岡京市パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者の周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存及び登録簿の作成)

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、第8条の規定により受領書等の返還を受けた場合は、当該宣誓書を廃棄するものとする。

2 第6条から第8条までの規定により受領証等の交付、再交付及び返還等を行った場合は、パートナーシップ宣誓の登録簿を作成し、必要に応じて宣誓に係る情報を記録する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 宣誓に係る日時などの調整その他必要な行為については、令和3年6月1日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。